

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">- 2 - 2 監督事務の基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4)効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">- 2 - 2 監督事務の基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4)効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。 <u>既報告や資料提出等については、金融機関の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融機関の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u></p>